平成２２年（フ）第２９０号
大阪府河内長野市美加の台３丁目６番８号、前住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番４―313号
破産者　川島　国子
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
広島県安芸郡府中町八幡４丁目２番19―202号
破産者　船木　　勲
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６６号
広島市南区宇品御幸３丁目16番25号
破産者　諸星　秀俊
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６５号
愛媛県今治市波方町波方甲2779番地、旧住所愛媛県今治市共栄町３丁目２番地の14
破産者　アワテヤ果物店こと　吉井　雅之
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第１７９号
福岡県小郡市上岩田705番地10
破産者　榎本　裕司
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２６２号
北九州市小倉北区霧ケ丘３丁目４番29―204号、開始決定時の住所北九州市小倉北区小文字１丁目６番13号
破産者　木村　孝博
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１６６号
福岡県田川市大字伊田1574番地４
破産者　井上　通文
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６２号
北海道白老郡白老町字虎杖浜184番地54
破産者　高橋　俊克
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
宮城県登米市東和町米谷字根廻35番地
破産者　猪又やす子
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第４０号
宮城県登米市中田町石森字加賀野３丁目８番地30　サンユーハイツＣ号室
破産者　佐藤　明好
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１１６号
福島県須賀川市岡東町４番地　リバーサイドハウス11号
破産者　小林　　誠
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
福島県いわき市小川町上小川字堂付平23番地の２
破産者　鑓水　良治
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６７号
富山市針原中町1038番地
破産者　又市　明美
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２号
東京都三鷹市下連雀１―９―11エルミタージュ306号室、申立時の住所静岡市葵区籠上９番76号
破産者　小俣　直央
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７４号
静岡市葵区新通１丁目６番14―５Ｂ号
破産者　萩原　幸一
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６１号
静岡市葵区松富３丁目４番62号、旧住所静岡市葵区与一６丁目１番１―102号
破産者　諸井千鶴子
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０５号
静岡県浜松市中区高町201番地の１、前住所静岡県浜松市東区天王町1713番地
破産者　望月　幸一
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
静岡県浜松市中区高町201番地の１、前住所静岡県浜松市東区天王町1713番地
破産者　望月眞奈美
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
静岡県磐田市豊浜中野651番地２
破産者　落合　　節
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係